

諮問番号：令和3年度（収）諮問第2号

答申番号：令和4年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和4年3月4日に提起した西尾市長（以下「処分庁」という。）による過誤納金充当処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきとの審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は資産も無く仕事もなく収入もわずかな年金しかない。過誤納金は生活費に充てるべきもので差し押さえと同様の充当は国税徴収法（昭和34年法律第147号）第153条に照らし合わせておかしい。また国民健康保険税は目的税であり、これは市（県）民税の滞納に充てるのは制度上おかしい。

第3 処分庁の弁明の要旨

1 弁明の趣旨

本件審査請求の棄却を求める。

2 弁明の理由

「過誤納金は生活費に充てるべきもので差し押さえと同様の充当は国税徴収法第153条に照らし合わせておかしい。また、国民健康保険税は、目的税であり、これを市（県）民税の滞納に充てるのは制度上おかしい。」との主張であるが、本件処分は地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の2及び民法（明治29年法律第89号）第488条の規定に基づき行った

適正な処理である。なお、国税徴収法第153条は滞納処分の停止の要件等に関する規定であり、本件処分とは無関係である。

第4 審理員意見書の要旨

1 意見書の趣旨

本件審査請求を棄却するのが相当である。

2 意見書の理由

(1) 本件に係る法令等の規定について

ア 地方税法第17条の2第1項には「過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならない。」と規定されている。

イ 同条第3項には「その地方団体の徴収金のうちに延滞金があるときは、その過誤納金は、まず延滞金の額の計算の基礎となる地方税法に充当しなければならない。」と規定されている。

ウ 民法第488条第4項第2号の「全ての債務が弁済期にあるときは、又弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。」と規定されている。

エ 国税徴収法第153条は国税に関する滞納処分の停止の要件等の規定であり、本件処分とは無関係である。

(2) 上記以外の違法性または不当性についての検討

ア 審査請求人は「国民健康保険税は、目的税であり、これを市(県)民税の滞納に充てるのは制度上おかしい。」と主張しているが、何の制度上なのか根拠が不明である。国民健康保険税は地方税法第703条の4の規定に基づき課されたものであることから、処分庁のいう「『地方団体の徴収金』は地方税法第1条第1項第4号及び第14号並びに第5条第1項、第2項第1号及び第6項第5号において規定されているが、地方税法において『目的税を普通税に充当してはならない。』との規定はないものと認識している。」との主張を支持する。

イ 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 審査庁の諮問に係る判断の要旨

本件審査請求は審理員意見書に記述のとおり棄却すべきである。

第6 調査審議の経過

本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

- 令和4年 8月10日 諮問書の受理
- 令和4年 8月25日 主張書面又は資料の提出について期限通知
- 令和4年 9月28日 第1回調査審議
- 令和4年10月27日 第2回調査審議（審査請求人から意見聴取）
- 令和4年11月 9日 審査請求人から主張書面等の收受
- 令和4年11月22日 第3回調査審議
- 令和4年12月22日 第4回調査審議

第7 審査会の判断の理由

1 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に従い、処分庁に対して弁明書の提出依頼を行い、審査請求人に対して弁明書の送付及び反論書、証拠書類等の提出依頼を行うなどその手続は適正に行われたものと認められる。

2 原処分に係る法令等の規定について

- (1) 地方税法第703条の4は、「国民健康保険を行う市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者に対し、国民健康保険税を課することができる。」旨が定められており、西尾市国民健康保険税条例（昭和43年西尾市条例第12号）を定めている。
- (2) 西尾市国民健康保険税条例第21条第2項では、「既に徴収した国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税額を超えることとなるときは、地方税法第17条又は同法第17条の2の規定の例によって、その過納額を還付し又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。」旨が定められている。
- (3) 地方税法第17条では、「地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金（以下、「過誤納金」という。）があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならない。」旨が定められている。
- (4) 地方税法第17条の2では、「地方団体の長は、前条の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなった地方団体の徴収金があるときは、前条の規定にかか

わらず、過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならない。」旨が定められている。

- (5) 地方税法第1条第1項第14号では、地方団体の徴収金について、地方税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう旨が定められている。また、同条第1項第4号では、地方税について、道府県税及市町村税という旨が定められている。
- (6) 地方税法第5条第1項では、「市町村税は、普通税及び目的税とする。」旨が定められている。また、同条第6項では、「市町村は前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。」旨が定められており、同項第5号では、「国民健康保険税」が定められている。
- (7) 民法第488条第4項第2号の「全ての債務が弁済期にあるときは、又弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。」と規定されている。

3 審査会の判断

- (1) 国民健康保険税（目的税）の過誤納金を市（県）民税（普通税）の滞納へ充当したことについて
 - ア 審査請求人は「国民健康保険税は目的税であり、これを市（県）民税の滞納に充てるのは制度上おかしい。」と主張している。
 - イ この点について、処分庁は、地方税法第17条の2の規定に基づき本件処分を行っているが、同法第5条第1項は、普通税と目的税とをあわせて「市町村税」であると規定しており、「市町村税」は、「地方団体の徴収金」に該当すると規定されていることからすれば（同法第1条第1項第4号、同第14号）、同法第17条の2の規定において、普通税と目的税とでその取扱いを異にしているとは考えられない。
 - ウ したがって、目的税の過誤納金を普通税の滞納に充てることは、同法第17条の2の規定により認められると考えられるから、本件処分に違法または不当な点はない。
- (2) その他、審査請求人の主張を精査しても、本件処分について所定の要件に反する違法または不当な点はない。

第8 まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるといえず、審査請求は棄却

すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」記載のとおり答申する。

西尾市行政不服審査会

会 長 三 浦 眞 澄

委 員 杉 浦 美 智 子

委 員 中 根 雄 志